諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成30年5月7日(平成30年(行情)諮問第217号)

答申日:平成31年3月22日(平成30年度(行情)答申第513号) 事件名:細則の制定又は改廃に関する決裁文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「細則の制定又は改廃に関する決裁文書」(以下「本件対象文書」という。)につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年 2月21日付け厚生労働省発総0221第2号により、厚生労働大臣(以 下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った不開示決定(以下「原処 分」という。)について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、 おおむね以下のとおりである。

決裁文書が特定できないとのことですが、趣旨が不明です。決裁文書は、 行政組織にとって重要な文書であり、担当者等に聞いていただければ、容 易に文書の特定が可能であると思われます。また、行政文書ファイル管理 簿に掲載されているにもかかわらず、特定できていませんので、行政文書 の管理体制に問題があります。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の経緯
- (1) 審査請求人は、平成30年1月4日付けで、処分庁に対して、法3条 の規定に基づき、開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれ を不服として、平成30年2月25日付け(同月27日受付)で本件審 査請求を提起したものである。
- 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべき と考える。

3 理由

(1) 本件審査請求に係る開示請求の経緯について

- ア 本件審査請求に係る開示請求は、平成30年1月4日付けで、審査 請求人が「細則の制定又は改廃に関する決裁文書」についての開示 を求めたものである。
- イ 処分庁は、行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」に 記載された内容から文書を特定することが困難であったことから、 平成30年1月10日付けで、相当の期間を定めて補正を求めたと ころ、同年1月25日付けで、審査請求人から回答があったが、な お、その内容が明らかでなかった。
- ウ そのため、処分庁は、同年2月2日付けで、再度、相当の期間を定めて補正を求めたところ、補正に応じる意思は認められなかった。
- エ したがって、処分庁は、法4条1項2号に掲げる事項が記載されていると認められないことから、形式上の不備がある開示請求として、 平成30年2月21日付けで原処分が行われたものである。

(2)原処分の妥当性について

ア 文書の特定について

審査請求人は処分庁に対して、「細則の制定又は改廃に関する決裁 文書」の開示を求めているが、処分庁の所掌する業務は幅広く国民 生活と密着しており、非常に多岐に渡っているため、その組織体制 も業務内容に応じて、局、部、課室といった様々な単位が存在して いる以上、請求内容は包括的であると言わざるを得ない。

法が、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解されるところ、このような包括的な請求は、探索する対象文書の量が膨大となり、行政の事務遂行に支障を生じることが想定されることから、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認められない。

イ 補正の手続について

行政機関の長は、法4条2項の規定により開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるとされている。また、この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないとされている。

本件審査請求における開示請求において、処分庁は、開示請求書の 「請求する行政文書の名称等」に記載された内容から文書を特定す ることが極めて困難であったため、審査請求人に対し、開示を希望 する業務の内容を特定するよう、相当の期間を定めて補正を求めて おり、その回答においても、文書の特定を行うことが困難であった ことから、再度、補正を求めたところ、審査請求人はこれに応じる 意思を示すことはなかった。

このような経過を踏まえれば、処分庁において、文書を特定するために必要な手続は適正に行われたことが認められる。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求に係る開示請求については、開示を求める 行政文書の特定が不十分であり、これに対する補正の求めも適切に行われ ていることから、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄 却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年5月7日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年12月6日 審議

④ 平成31年3月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 開示請求に形式上の不備があり、本件対象文書を特定することができない として不開示とする原処分を行った。

これに対して、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

- 2 本件対象文書の特定について
- (1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(2)) において、以下のとおり説明する。

審査請求人は処分庁に対して,「細則の制定又は改廃に関する決裁文書」の開示を求めているが,処分庁の所掌する業務は幅広く国民生活と密着しており,非常に多岐に渡っているため,その組織体制も業務内容に応じて,局,部,課室といった様々な単位が存在している以上,請求内容は包括的であると言わざるを得ない。

法が、開示請求者に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解されるところ、このような包括的な請求は、探索する対象文書の量が膨大となり、行政の事務遂行に支障を生じることが想定されることから、法4条1項2号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されているとは認めら

れない。

- (2) 一方、当審査会において、処分庁による求補正の手続に対して、審査請求人が平成30年1月25日付けで回答した文書を確認したところ、「細則は厚生労働省で認識されている意味で結構です。」と記載されており、さらに、「E-GOVで検索したものですが、厚生労働省ではE-GOVの行政文書ファイル管理簿に意味するところが明らかではない名称で登録されているのでしょうか。」とも記載されており、電子政府の総合窓口(以下「e-Gov」という。)の行政文書ファイル管理簿について言及されていることが認められる。
- (3) そこで、当審査会事務局職員をして、e-Govの「行政文書ファイル管理簿の検索」の頁から、本件開示請求書に記載されている文言である「細則の制定又は改廃」を検索キーワードとし、「検索対象(省庁)」欄で「厚生労働省本省」を選択した上で検索させたところ、別紙に掲げる4つの決裁文書に関する行政文書ファイルの情報が表示された。これらは、いずれも、「名称(小分類)」欄に「細則の制定又は改廃に関する決裁文書」と記載されており、本件開示請求書に記載されている文言と同一であることが認められる。

さらに、これら4件の行政文書ファイルの保存期間満了日については、ファイル1は「2016年3月31日」、ファイル2は「2017年3月31日」、ファイル3は「2018年3月31日」、ファイル4は「2019年3月31日」と記載されており、本件開示請求があった平成30年1月4日より後に保存期間満了日が到来するものとして、ファイル3及びファイル4が存在することが認められる。

- (4)上記(3)を踏まえると、厚生労働省において、本件開示請求の対象となると考えられる文書がつづられた行政文書ファイルとして、少なくとも、別紙に掲げるファイル3及びファイル4を管理していると認められるから、これらの行政文書ファイルにつづられた文書の内容や、同様の行政文書ファイルの名称等、補正の参考となる情報を提供するなどして開示を請求する文書の名称等について補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであるから、原処分は取り消すべきである。
- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を 左右するものではない。
- 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備がある として不開示とした決定については、開示請求者に対し、補正の参考とな る情報を提供するなどして開示を請求する文書の名称等について補正を求 め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであることから、取り 消すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子

別紙

行政文書ファイル管理簿

ファイル1

大分類 機構及び定員に関する事項

中分類 機構又は定員の要求に関する重要な経緯

名称(小分類)細則の制定又は改廃に関する決裁文書(2012年度)

ファイル2

大分類 機構及び定員に関する事項

中分類 機構又は定員の要求に関する重要な経緯

名称(小分類)細則の制定又は改廃に関する決裁文書(2013年度)

ファイル3

大分類 機構及び定員に関する事項

中分類 機構又は定員の要求に関する重要な経緯

名称(小分類)細則の制定又は改廃に関する決裁文書(2014年度)

ファイル4

大分類 機構及び定員に関する事項

中分類 機構又は定員の要求に関する重要な経緯

名称(小分類)細則の制定又は改廃に関する決裁文書(2015年度)